

地方独立行政法人奈良県立病院機構口頭による申出に応じる
保有個人情報の提供に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、奈良県立病院機構個人情報の保護に関する取扱規程第14条に規定する、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報について、必要な事項を定めるものとする。

第2 提供の実施等

- 1 法人本部事務局長（以下「事務局長」という。）が、本人からの口頭による申出に応じて本人に提供することができる保有個人情報は、次のとおりとする。

事務の名称	開示する情報	期間	場所
地方独立行政法人奈良県立病院機構職員採用試験（第3次試験まで実施する場合）	総合得点及び順位	合格発表の日（第1次試験の合格者にあつては、第2次試験に不合格であった場合は第2次試験の合格発表の日、第2次試験に合格であった場合は第3次試験の合格発表の日）から起算して一月間	地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局
地方独立行政法人奈良県立病院機構職員採用試験（第2次試験まで実施する場合）		合格発表の日（第1次試験の合格者にあつては、第2次試験の合格発表の日）から起算して一月間	
地方独立行政法人奈良県立病院機構職員採用試験（前記の場合を除く。）		合格発表の日から起算して一月間	

- 2 奈良看護大学校長（以下「校長」という）が、本人からの口頭による申出に応じて本人に提供することができる保有個人情報は、次のとおりとする。

事務の名称	開示する情報	期間	場所
地方独立行政 法人奈良看護 大学校入学者 選抜	順位	合格発表の日から起算して一月間	地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良看護大学校

3 事務局長及び校長は、前2項の保有個人情報及び提供の手続等について、インターネットの利用その他事務局長及び校長それぞれが適当と認める方法により、事前にそれぞれ周知するものとする。

4 1及び2により申出ができる者及び提供を受ける者は、本人に限るものとする。

第3 その他

この要綱に関する事務の取扱いについては、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。